

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の設備及び運営に関する基準（案）について

No.	項目	従参	国基準	区基準（案）
1	基準の目的	—	・利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともにすこやかに育成されることを保障するもの	国基準のとおり
2	基準の向上	—	・区は児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後健全育成事業者」という）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる ・区は、基準を常に向上させるように努めること	国基準のとおり
3	基準と事業者	—	・放課後児童健全育成事業者は、基準を超えて、設備及び運営の向上させること ・基準を超えて設備及び運営を行っている場合は低下させないこと	国基準のとおり
4	事業の一般原則	—	・支援の対象は小学校に就学する児童で、保護者が昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域との連携の下、児童の健全育成を図ることを目的として行うこと ・利用者の人権に配慮し、一人一人の人格を尊重すること ・保護者及び地域社会に対し、運営内容を適切に説明すること ・運営の自己評価を行い、その結果を公表すること ・事業所の構造設備は、採光、保健衛生・危険防止に考慮すること	国基準のとおり *中野区立学童クラブ条例を一部改正し、対象児童を区内在住の小学生とする。
5	非常災害対策	参	・消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設ける 非常災害に対する具体的計画を立て、不断の注意と訓練に努めること ・避難及び消火に対する訓練は定期的に行うこと	国基準のとおり
6	職員の一般的要件	—	・職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理感を備え、児童福祉事業に熱意のある者 ・できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者	国基準のとおり
7	職員の知識及び技能の向上	—	・職員は、常に自己研鑽、必要な知識及び技術の習得、維持向上に努める ・放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。	国基準のとおり
8	設備の基準	参	・遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（専用区画）を設けるほか、支援に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ・専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。	国基準のとおり
9	職員	従	・放課後児童支援員の数、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。 ・放課後児童支援員は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第63号）」に規定する資格要件を満たす者であって、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。 ・支援員および補助員は、支援単位ごとに専ら当該支援の提供にあたらなければならない。	国基準のとおり *児童40人につき2人以上の職員配置を定めるものとする。 40人を超える学童クラブについては複数の支援の単位とし、適切な職員配置を行う。
		参	・一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。	国基準のとおり *現状の区立学童クラブのうち40人を超える児童の数を有するクラブは、2つの支援単位とする。

	項目	従参	国基準	区基準（案）
10	利用者の取り扱い	—	・国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない	国基準のとおり
11	虐待等の禁止	参	・法第33条の十各号に掲げる行為、当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない	国基準のとおり
12	衛星管理	—	・必要な医薬品その他医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない	国基準のとおり
13	運営規定	—	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項に関する運営規定を定めておかなければならない 一、事業目的、運営方針 二、職員の職種、員数及び職務の内容 三、開所している日及び時間 四、支援の内容及び当該支援提供につき利用者の保護者が支払うべき額 五、利用定員 六、通常の事業の実施地域 七、事業利用に当たっての留意事項 八、緊急時等における対応方法 九、非常災害対策 十、虐待の防止のための措置に関する事項 十一、その他事業の運営に関する事項 	国基準のとおり
14	帳簿	—	・職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない	国基準のとおり
15	秘密保持	参	・正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない	国基準のとおり
16	苦情への対応	—	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情を受け付けるための窓口を設置する等、必要な措置を講じること ・区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない 	国基準のとおり
17	開所時間及び日数	参	<ul style="list-style-type: none"> ・当該各号に定める時間以上を原則 一、小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間 二、小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間 ・開所する日数について、1年につき250日以上を原則 	国基準のとおり
18	保護者との連携	参	・利用者の健康及び行動を説明 支援の内容等につき、保護者の理解および協力を得ること	国基準のとおり
19	関係機関との連携	参	区、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等と密接に連携して支援にあたること	国基準のとおり
20	事故発生時の対応	参	<ul style="list-style-type: none"> ・事故が発生した場合は、すみやかに区、当該利用者の保護者等に連絡し、必要な措置を講じなければならない ・賠償すべき事故が発生した場合は、賠償責任を速やかに行わなければならない 	国基準のとおり